命令違反には

氏名·住

所等の公表や過期の罰則も

川越けいじの政治目標

●子育て支援策の更なる拡充 ●社会福祉の充実した街づくり ●救命救急体制の整った街づくり ●犯罪の無い安全な街づくり ●活力と優しさに満ちた街づくり ●豊かな心と健全な身体を育む教育



自由民主党 鹿児島市議会議員団

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 TEL 216-1435 FAX 222-4771 www.kawagoe-keiji.jp

e-mail: info@kawagoe-keiji.jp

関係する施策や執行機関への監視機能の強化に関する条例)として関係する施策や執行機関への監視機能の強化に関する条例)として運営や議員の身分に関係する条例ではなく、市民の暮らしに直接議会事務局によると、今回の条例は、議員提案の政策条例(議会関する条例」を議決し、十月一日より施行となりました。令和五年第三回定例会において「鹿児島市客引き行為等の禁止に

条例施行により、来街者の方々が安心して天文館地区を訪れるは、記録に残る限り戦後初となります。

ただけるものと考えております。皆市を訪れる多くの観光客の皆さま

ての動きは無いまま 個別条例制定に向け

があると考え、関係条例制定する必要

10月1日施行 来街者が安心できる天文館へ

あり罰則が無いこと 条例」が理念条例で 安心安全まちづくり を心安全まちづくり の鹿児島市議会第三に関して平成十七年に対ける客引き行為 を交わしております。回定例会において質疑

ことができなかった関しては当時の からです。 っまの たる 県

考えた場合、早急に時期であることを開催を目前に控えた



文化通り入り口(電車通り側)



文化通り入り口(山之口本通り側)

市議会議員 川越けいじ(51)

質問などで何度なは一般質問や代表 も

立行して、六月 二十六日からは協議 二十六日からは協議 で、八月の本会議においての本会議において)調査も実施ししに、改めて他

機関との接触を行う 疎通を図るなかで 団体の皆さまと意 団体の皆さまと意思協議会を始めとする ご協力をいただいたの必要性にご理解・ 早急な条例が制定にいたりませ 規制エリアだったので 関係の皆さまに感謝ご協力をいただいた 特に腐心したのは いた天文館連絡要望書を提出 な条例制

表れるよう努めて を対してすが、条例制 の効果がしっか を利してすが、条例制

ただくとともにれるよう努めて効果がしっかりですが、条例制で

にてり定

をおこなってまいで、更なる提言

当局が執行機関

客引き禁止を知らせる看板

管理

ことができました。 また、鹿児島市安心 には罰則や過料の には罰則や過料の 今回の条例では実効 性も考慮し、命令に から、 最反した場合や虚偽 の報告をした場合 施行となり、それに条例は十月一日

令和5年(2023年)



インターチェンジから要衝である鹿児島



シールドマシン上部(左)・先端部分(右)

「一大学のでは、 「一大学

鹿児島東西道路路線図

鹿児島東西道路 延長 3.4km

毎分約ニセンチ(一日を回転させながら、の刃がついた先端部分の刃がついた先端部分の刃がついた まり十一月四日にフネルの掘削工事が児島東西道路」のか整備を進めているが整備を進めているが整備を進めているがを開いますがある。 中で「渋滞がよく起きる」国道と都道府県道の国道との でいきます。

「国土交通省によると、
市街地における渋滞は
市街地における渋滞は
でいきます。 国道と都道府県道の国道と都道の場所の 西回り自動車道)、指宿道と南九州道(南九州道(南九州

ートル、シンは

式が開催されました。シールドマシンの発進

円筒状で、重さな全長約十二メート直径約十一メート

重さおよそ

状況にあります

カイラインが

应百

あ

新武岡トンネルが建設 まで武岡トンネル付近の 武岡トンネル付近の 武岡トンネル付近の から、現在でもなおの交通量があることされてきましたが、 であります。
い渋滞が発生する
い洗滞が発生する
でもなお
通量があること

鹿児島東西道路

の発進式

ここからの市街地への「鹿児島東西道路」「鹿児島東西道路」「鹿児島東西道路」「全長三・四キロメートル」でするのが

待される鹿児島市街地の渋滞緩和

島東西道路」

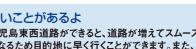
の緩和が期待されてトンネルの建設で渋滞下の中心部まで直接 起きていることから、既に開通していますが、慢性的な渋滞があいますが、関連していますが、関連していますが、関連を表別がある。 いのま緩

建設促進期成会メンバーでの視察

定 よう期待するとともに、 考えますので、一日も 早く供用開始となる における経済損失も 門にも及んでおり、渉換算すると年間十二 のひどい鹿児島市 が国における渋滞が国における渋滞が国における渋滞が過渡時間 1.考えます。 取り組む必要が

我が国における渋滞国土交通省によると、 だということです。





鹿児島東西道路ができると、道路が増えてスムーズに走れるよう になるため目的地に早く行くことができます。また、余裕を持って 走れることで混雑による事故が減り、より安全に走行すること ができるようになります。





東西トンネル (下り線)

大きな3つの道路の終点である鹿児島ICから鹿児島市街地を むすぶ道路で、たくさんの自動車が行き来しています。鹿児島 の発展とともに交通量も増え続け、現在では一日に4万台近い 車が通り、混雑が起きています。

武岡トンネル







シラス台地で囲まれた地形や避ける必要がある住宅地などに

より、道路をつくることができる場所は限られてきます。たくさん

の調査と検討をくり返し、環境への影響やつくる費用などの面

どうしてここにつくるの?

で最適なこのルートに決定しました。

第27号(3)

の鹿児島市政報告会(東京)にて毎年恒例ピトルホテル東急れた。

皆さまを始める(鹿児島市主催)

席方

された

ま四

し百た名

安全

な

天文館

ではコロナ禍の

リモ

、鹿児島に所縁の、県人会関係の、島市主催)が開催

尚十 口、鹿児島の秋一月二日・三日 がの | 盛大に

に開発しており お 夜まつりでの挨拶 处

ない通常開催となった 今年は、夜まつりと 本まつり合わせて 県内外の百九十六連 県内外の百九十六連 場り手の方々が参加 されました。

東京で鹿児島市政報告会



令和5年度の鹿児島市政報告会で演壇に立つ川越けいじ

人な今と徴ロフ祭回第とて後五感ウ型でとだ口る後なすナタはお七なの、類染イコすのでの交のがあるを1、は十っ開初移症ルロッとな 拡流更、回象コアら二た催め行のスナ新とた ださったださった



山下校区コミュニティの皆さんと

人回 のる観二 観客が

ろです。

今後におさ

おはら祭り踊り連に参加

ご相談を受付けております。 安心安全・教育鹿児島市政に対する市民の皆さまからのご質 せください け

安心してまで誰もがら **市政に対するご質問やご相談など**

周知看板(拡大)



飲酒禁止区域の周知看板

模様は動画がアとなりました。 たいと思から入 詳しくはQR

開催や人数を制限の現状を知るとともの現状を知るとともの現状を知るとともので、交流を深める機会ので、交流を深める機会の現状を知るとともの現状を知るとともの現状を知るとともの現状を知るという。 様は動画がアップなりました。この ておりますので、 り動 画をご コ (あずまや) 天文館公園:

椅子等が撤去された四阿(あずまや)

gまや) での飲酒 (館公園内の四阿 下成二十九年に 文児館島

天文館公園内の四阿 条例第六条に基づき、 条例第六条に基づき、 課)と鹿児島市で対策 歴児島市公園緑化課 に対し公園管理者と に対し公園管理者と を求められたこと を求められたこと

場ですので、 ところです。 心苦しい ・ りまれに を は非常に 皆さま、公 ので、一部の意いの意の意の意の意の意い。 用に

お部の民 0 9 9 担 当課 協力をお願 2 1 公園 6 W 11

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例が令和5年10月1日から施行されております。 条例の主な内容等は以下の通りです。

- ●日 的公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民・事業者及び 地域団体等と連携して対策を講じていくことを基本に、公共の場所を快適に通行し、又は利用すること ができる環境の形成を図り、安心で安全な地域社会の実現に寄与することを目的としています。
- 定 義 客引き行為等とは、公共の場所(道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で あって、公共の用に供されるもの)において行われる下記の4つの行為をいいます。

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為· 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為

勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

● 責 務 ■市の責務

市は、市民等及び事業者等に対する意識啓発を推進するほか、警察その他の関係機関及び地域団体 との連携を図り、必要な協力を求めます。

■市民等及び事業者等の責務

市民等及び事業者等は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努める 必要があります。また、事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行う よう努める必要があります。

■地域団体の青務

禁止区域を活動範囲に含む地域団体は、客引き行為等を行わせないための自主的な取り組みを推進 するよう努める必要があります。

●禁止区域

公共の場所(道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が 通行し、又は利用する場所であって、公共の用に供される もの)を市民等が快適に通行し、又は利用することができる 環境を形成するため、特に必要があると認める下記の 区域を客引き行為等禁止区域として定めています。

千日町及び山之口町の全部並びに呉服町1番から3番まで、 船津町1番から3番まで、東千石町1番から18番まで、 樋之口町1番、2番及び10番、中町1番から3番まで並びに 西千石町16番及び17番並びにこれらに隣接する道路の区域



●禁止行為

■客引き行為等の禁止

何人も、禁止区域内において、客引き行為等をし、又は させてはいけません。

■客引き行為を用いた営業の禁止

事業者等は、依頼したかどうかに関わらず、禁止区域内 において客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち 入らせてはいけません。

●違反行為に対する指導等及び罰則

禁止区域内において客引き行為等の違反行為を確認した 場合は、指導や警告、中止命令を行うことができます。 命令に違反した場合は、氏名及び住所等の公表や過料 (5万円以下)が科されます。

なお、客引き行為等を行った者だけでなく、当該行為に 係る業務を行う法人などにも過料が科されます。

指導、警告、命令を行うために必要があると認めるとき は、違反者の事務所などの立入調査、関係者に対する 氏名・住所などの質問、文書の提示や報告を求めること ができます。

●土地等の所有者等への通知

市は、違反行為を行った者の氏名等を公表する場合は、 その店舗等の所有者又は管理者に対し、当該公表内容を 通知することができます。

●関係機関との連携

条例の目的を達成するために必要があると認めるとき は、警察への情報提供や、関係行政機関等に対し、情報 の提供や助言を求めることができます。



